

## 野立て案内図板の案内広告の内容について

- 案内広告は、案内又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等、地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。

### 【解説】

案内広告の内容についての規定です。誰が見ても案内図板であることが明確であるように、また、確実に誘導先へたどり着ける案内図板となるよう、案内、誘導のための事業所等の名称、矢印、距離が主たる表示であることとします。

【店名：パン・ケーキ 静岡堂】

**✗**

矢印がない

**○**

**✗**

電話番号など案内に必要な情報も表示されている

**✗**

矢印のバックに道路(地図)が表示されている

**変更**

**○**

これまで、道路の表示は地図にあたるとして認められなかったが、円滑な誘導のために必要な場合は図示できることとする。

### 【運用基準】

#### <表示できる文字の大きさ>

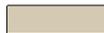
- 案内、誘導のための事業所等の名称、矢印、距離が主たる表示であることから、「事業所等の名称」の1文字の大きさが表示している文字の中で最大、「距離」の1文字の大きさが、表示している文字の中で2番目に大きいものとなるようにします。

## <表示できる「事業所等の名称」>

- ・ 事業所等の名称には、建物の名称（「店名」や「施設名」）、それに付帯する商標、地域等の名称を含む。
- ・ ただし、地域等の名称の表示できる条件は、次のとおりとする。
  - ① 観光パンフレットやホームページ等で広く認知されている名称。
    - ◇ 表示できる地域等の名称の例：〇〇温泉、伊豆〇〇、〇〇港、〇伊豆
    - ◇ 表示できない地域等の名称の例：〇〇市〇〇、〇〇区内、〇〇温泉街、〇〇地方
  - ② 表示面積は、「案内表示」以外の部分の面積の 1/10 以下。
  - ③ フォントの種類は、明朝体またはゴシック体。

## ○ 運用基準に適合している広告物のイメージ



※地域等の名称の表示面積  は、案内表示以外の部分の面積  の 1/10 以下。

## ✕ 運用基準に適合していない広告物のイメージ



<表示できる「ピクトグラム」> 追加

広告整備地区を除く地域において、下記の条件を満たすものに限りに、案内図板にピクトグラムの表示を認める。

- ・ 表示できるピクトグラムの大きさは、1つ当たり1辺30cm以内とし、ピクトグラムの表示面積合計は全体の1/3以内とする。ただし、案内する事業所等の名称の表示面積より小さいこと。
- ・ 使用できる色彩は、基本的に色彩の基準を運用する。ただし、法的に色彩の基準のあるものは例外とする。
- ・ ピクトグラムとして表示できるのは、JIS規格のものとする。ただし、全国的に統一が図られているピクトグラム等は使用することが出来る。

(例 道の駅、世界遺産など)



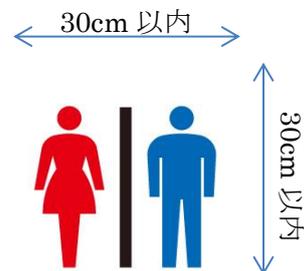
道の駅



世界遺産  
明治日本の産業革命遺産  
製鉄・製鋼、造船、石炭産業

- ・ 広告整備地区の案内図板には使用できない。

例 1

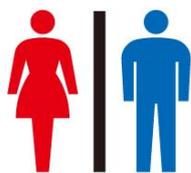


- ・ ピクトグラムの大きさ (○) は、1つ当たり1辺30cm以内。
- ・ ピクトグラムの表示面積合計 (□) は、全体の1/3以内、かつ事業所等の名称の表示面積 (□) より小さいこと。

例 2



レストラン



トイレ



ガソリンスタンド

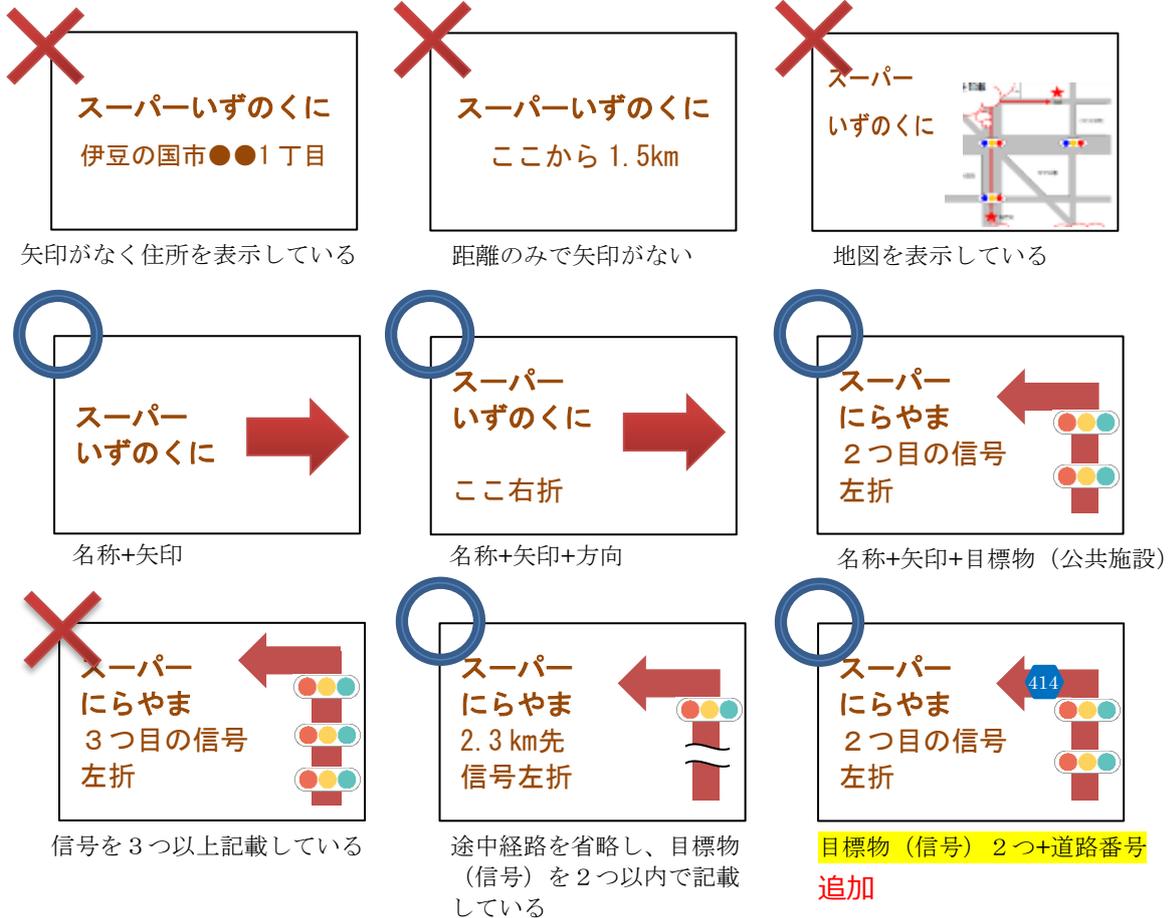


歴史的建造物

- ・ 使用できるピクトグラムはJIS規格のものであること。
- ・ 色彩は基本的に色彩基準の範囲内とする。

## <表示できる「矢印」>

- 案内図板とは、案内対象となる施設等へ誘導可能な表示内容である必要があり、誘導するための矢印を必ず表示します。
- 地図は表示できませんが、目標物となる公共施設（交差点、信号、橋など）は図示できることとします。ただし、記載できる目標物は2つ以内（道路番号は目標物に加え図示できる）**追加**とします。



## <表示できる「距離など」の例>

- 案内図板の設置場所からの距離：「ここから 100m」、「この先 1.5km」、「北へ 1.5km」
- 公共施設からの距離：「次の信号左折 100m」、「市立図書館から 100m」、「警察署右折 すぐ」
- 案内文言（矢印、距離を補足する文字）：「○○IC を降り左折」、「すぐ左ホテルの 1F」

## <表示できない「距離など」の例>

- 案内図板の設置場所からの時間：「車で 30 分」、「この先 10 分」
- 住所：「150m静岡市葵区追手町」

### <案内図板の設置場所によって判断が分かれる例>

- ・ 矢印との組合せにより案内図板の設置場所で案内先を容易に認識できる場合：「〇〇市役所前」（看板に右折矢印が表示されていて、右折するとすぐに市役所が目に入る場合など）

### <表示できない「サービス内容、商品名、住所、電話番号等」>

- ・ 営業日、定休日、営業時間、価格、特定の商品やサービスの名称、住所、電話番号、URL、キャッチフレーズなど、誘導目的以外の表示内容は表示できません。



### <表示できない「診療科目」>

- ・ 患者や地域住民が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、診療科目については表示できることとします。
- ・ ただし、厚生労働省の「医療広告ガイドライン」を踏まえ、法令上根拠のない名称、診療内容が明瞭でないものは、表示できる診療科目として認めません。

○…内科、外科、アレルギー科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、歯科、矯正歯科など

×…神経科、女性科、化学療法科、ペインクリニック科、インプラント科、審美歯科など

- ・ なお、次頁に示すとおり、規制地域によって、表示できるものの考え方が異なります。

《参考》野立て案内図板の規制地域別運用の比較表【案内広告の内容】

運用の項目	特別規制地域		普通規制地域			韮山反射炉周辺広告整備地区		国道136号バイパス 沿道広告整備地区	
	第1種	第2種	後退距離規制適用地域	第1種	第2種	周辺ゾーン	アクセスゾーン		
事業所等の名称	事業所等の名称には、建物の名称（「店名」や「施設名」）、それに付帯する商標、地域等の名称を含みます。			伊豆の国クリニック 内科・小児科		いずの国ホテル 本館	 ○○ショップ	伊豆内浦 ○○亭	
普通名詞による事業内容の表示	不可			普通名詞による事業内容の表示 ホテル ○○○ 牛丼・カレー ○○○ レストラン・植物園 ○○○			不可		
ピクトグラム の表示	JIS規格のもので一定の条件を満たすもの (全国的に統一が図られているものは表示可 【例】道の駅)					不可			
表示できる商標として扱うもの	商標登録をしているもの 			商標登録しているもの以外で、次のいずれかに該当するものは、表示できる商標として扱います。 ただし、表示できる大きさは、事業所等の名称を表示する文字の、2文字分と同程度以内とします。 ①事業所名を示しているもの ②事業所のホームページや印刷物で使用されるもの ※商標登録をしているものは、表示の大きさに制限はない。  			商標登録をしているもの   		
色	文字色	色彩はその周辺の景観と著しく不調和でないこと。					白色	色彩はその周辺の景観と著しく不調和でないこと。	
	地の色	明度 3以上、彩度 8以下					ダーク ブラウン	色相 0YR-5Y 彩度 6以下 その他 彩度 2以下	
案内図板									